

佐野市文化会館リニューアル及び文化施設運営事業 募集要項等に関する質問及び回答(第2回) 令和5年8月4日

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項目					質問内容	回答	
○		1	募集要項									第1回の質疑回答No.136にて、「提案内容は確実に履行していただきます」とありますが、提案書提出時点において、確実に履行することについての様な確認を想定しておりますでしょうか。	提案書提出時点においては、根拠資料の提出等、市内発注予定額の確認を行うことは想定しておりません。他方、事業開始後における発注実績額の確認方法については、発注先や発注額を記載した資料を提出いただきますが、体裁等の詳細は協議により決定します。
○		2	添付資料5 整備水準(修正版)	1	5							大ホール2階席における縦通路の階段につきましては、建築基準法における劇場の場合蹴上げ(180mm以内、踏面260mm以上)とする必要は無いものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
○		3	添付資料5 整備水準(修正版) 質問回答書No69	1	19	大ホール棟	1階	大ホール	客席(2階)壁仕上更新			大ホール客席床仕上げ更新欄に「防災対応のものに更新する」とありますが、塩ビ系長尺床材は防災仕様のは製品として無いため対象外と考えて宜しいでしょうか。(ほか大ホール楽屋4, 5, 6, 小ホール客席床仕上げ等)	「改修仕様」欄の「防災対応のものに更新する」はいずれもカーベットの改修仕様を示します。添付資料5「整備水準」を修正します。
○		4	添付資料5 整備水準(修正版)	2	15	大ホール棟	1階	大ホール	舞台機構更新	幕類(吊物機構)		大ホール舞台機構更新の既設仕様「幕類(吊物機構)」の改修仕様に「緞帳の撤去後の空いたスペースにバトンを増設すること」と記載があります。このバトンの用途をお示し下さい。	「実施方針等に関する質問及び回答」No.67に記載のとおり、緞帳の撤去後については、運営内容に応じ、柔軟な改修内容を提案してください。そのため、バトンについては、必要に応じて運営内容に適したバトンを設置してください。
○		5	添付資料5 整備水準(修正版)	2	41	大ホール棟	1階	大ホール	舞台音響更新	後部補助スピーカー(増設)		プロセニアムスピーカー及びサイドスピーカーにて音響性能の補完が可能と判断した場合は設置無しとすることは可能でしょうか。	設置無しの場合も可としますが、設置無しとした場合でも音響性能の補完が可能と判断した理由を添えてご提案ください。なお、事業実施において音響性能に不備があると判断された場合は、事業者の責任において後部補助スピーカーを増設してください。
○		6	添付資料5 整備水準(修正版)	5	8 9							「遮音性能を向上させる仕様に更新し」と記載がありますが、既存施設において、実際に遮音性能が問題になる機会がどれだけあるか、頻度などお教え頂けますでしょうか。	現在の利用者にはリハーサル室の遮音性について理解していただいております。問題になる機会はありません。リハーサル室で楽器等演奏する場合は、舞台に響くことが多いですが、床・壁の二重化によるボックス・イン・ボックス構造(防振遮音構造)への改修は想定しておりません。
○		7	添付資料5 整備水準(修正版)	5 6	-	大ホール棟	1階		男子浴室、女子浴室			男子女子各浴室・更衣室の楽屋7, 8へ用途変更について、それぞれ鏡台10名分、11名分とありますが、室面積に対しスペースの確保が厳しいです。人数設定について可能な限りの整備と考えて宜しいでしょうか。	人数設定に誤りがありました。添付資料5「整備水準」を修正します。
○		8	添付資料5 整備水準(修正版)	11	4	小ホール棟	1階	小ホール	舞台機構更新			小ホール客席上部天井内部にシーリングライト(舞台に照射する照明設備)が現在取り付けられています。このライト設置エリアへ行くのにタラップ階段と狭い動線しかなく危険を伴う作業です。小ホール舞台機構改修仕様に記載はありませんが、天井改修工事に伴い、新規シーリングライト用の昇降装置の追加、または、キャットウォーク階へアクセスする用にタラップの代わりとなる階段を見込むべきと考えますがいかがでしょうか。費用はかかりますが、昇降装置の追加をし、客席レベルまで照明機材を下降させることで、より安全な照射角度の変更や電球交換などの作業が可能となります。	現状のタラップは幅が狭い等の問題があると認識しているため、天井の改修に併せ、位置や幅等、現状より安全性や使い勝手に配慮したタラップへの更新を想定しています。ただし、運用上の効率化等を踏まえ、プラスのご提案を阻むものではありません。
○		9	添付資料5 整備水準(修正版) 質問回答書No98	19	38	イ	サイン	撤去・更新				改修する外構サインは、各駐車場の出入口の表示・車いす駐車場表示・文化会館の木製催事ポスター看板程度と考えて宜しいでしょうか。標語の三角型縦看板(こどもの街宣言など)やホールの運用に直接は関わらないような不法投棄サイン等までのやり替えは、ないものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
○		10	添付資料5 整備水準(修正版)	20	19	電気設備	電灯設備更新					電灯設備更新の中に電灯盤の更新は含まれますでしょうか。	電灯盤の更新も含まれます。添付資料5「整備水準」を修正します。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項目				質問内容	回答
○		11	添付資料5 整備水準 (修正版)	23	2					法令上、①劇場、観覧場、公会堂、集会所)で延床面積6,000㎡を超えるもの②無窓階で1,000㎡を超える階での閉鎖型スプリンクラー設置や天井高さ8mを超える部分での高天井型(放水型)のスプリンクラー設置が必要かと考えられますが、既存施設には整備されていないものと存じます。 既存施設の状態は適法であると理解し、本事業では上記に係るスプリンクラー整備は不要と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。①については、延床面積からスプリンクラー代替区画を除いた面積は6,000㎡以下となります。②については、文化会館は各階有窓階となります。ただし、改修等で開口部や間仕切等の変更をした場合、スプリンクラー設備の設置義務が生じる場合があります。
○		12	添付資料10 備品リスト (修正版)	5						備品リストP5では、 指揮者台 (W1240×D900×H300) ※ベース台 指揮者台 (W1110×D820×H220) ※上部台 となっておりますが、 P15④では、 指揮者台 (W1090×D970×H150) ※ベース台 指揮者台 (W 970×D820×H150) ※上部台 となっておりますが、どちらのサイズをもとに備品を購入したら宜しいでしょうか。	P.1~12の品目欄に記載するサイズは既存備品のサイズとなります。そのため、P.13以降に記載するサイズの備品を更新してください。
○		13	添付資料10 備品リスト (修正版)							備品リストの「更新数」は、同じ添付資料10のP13以降「1.更新する備品について」の数に集約されているということでしょうか。	ご理解のとおりですが、P.1~12に示す舞台設備機器については「更新数」に記載がなくても更新するものがあります。添付資料10「備品リスト」を修正します。
○		14	別添3 様式集 質問回答書No140	11	-				様式1-3	改修履歴について 貸与資料No.1「施設劣化調査及び施設整備計画報告書」のP110「修繕・更新工事発注履歴(一覧)」は見え消しになっており公表されていません。再度ご提示いただけますと幸いです。	公表資料では見え消しとしておりますので、貸与資料No.1「施設劣化調査及び施設整備計画報告書」の原本でご確認ください。改めて貸与を希望する場合は、募集要項「第7 4. 担当窓口」にご連絡ください。
○		15	別添3 様式集							項目の行の一番右列では、「その他施設の統括管理期間・維持管理・運営期間(令和7年4月~令和19年3月)計」となっておりますが、同表の下から3行目では、「その他施設の統括管理期間・維持管理・運営期間(令和9年4月~令和19年3月)計の合計」となっております。 どちの運営期間の集計を計上したら宜しいでしょうか。	令和7年4月~令和19年3月の期間で計上してください。令和9年4月~令和19年3月は記載誤りになります。様式7-7を修正します。
○		16	別添3 様式集							「事業経費見込の合計額は様式7-6、様式7-7の「事業費」の金額と一致させてください。」とありますが、令和7~8年度は、本施設が休館中のため個別事業はその他施設での実施となります。様式7-7は単年度の記載しか出来ない様式のため、どのように事業費の金額と一致させたらよいかご教授願います。	様式7-11の事業経費見込みの合計額は、様式7-6と様式7-7の「事業費」の合計額と一致させてください。様式7-11を修正します。
○		17	別添4 サービス対価の 算定、支払及び改定方法	7	12	3	3.1	(2)		本資料の記載および第1回質問のご回答から、例えば設計施工一括契約の契約締結日(議会の議決により本契約となった日)から12月を経過した直後、令和7年1月にサービス対価Aの改定を申し入れる場合は、令和6年12月中旬頃に公表される令和6年11月の建築費指数(暫定値)を用いるのでしょうか。または、令和7年4月中旬頃に公表される令和7年1月の建築費指数(確報値)を用いつつ、改定請求のあった日は令和7年1月となるのでしょうか。念のためご確認頂けます様、お願いいたします。	建築費指数の確報値を適用する時期については、市の予算措置や変更契約締結のスケジュールによるため、優先交渉権者決定後の市と事業者の協議により決定します。
○		18	別添4 サービス対価の 算定、支払及び改定方法	9	1	3	3			「特定事業者が実際に負担した光熱費(実績額)が基準額を上回った場合は、市は特定事業者に対して、特定事業者の事業報告書における収支決算書に基づき、翌年度の10月末に基準額を超過した額を支払う。また、実績額が基準額を下回った場合は、特定事業者は市に対して基準額と実績額の差額を支払う。」とありますが、基準額をサービス対価で支払い、基準額を超過及び下回った場合は制限なく実費精算されるという認識でよろしいでしょうか?	ご理解のとおりです。ただし、募集要項P.17(3)「環境・配慮、ライフサイクルコスト」の縮減に記載のとおりエネルギー使用料の削減に配慮した維持管理・運営を実施してください。
○		19	別添4 サービス対価の 算定、支払及び改定方法	9	12	3	3			「収支差額の返還についてサービス対価Bの各年度の収支差額が、予め合意した上限額(収支予算書における収支差額)が指定管理料の5%以上を上回った場合は、原則として超過した額の20%を、指定管理料の5%未満上回った場合は、原則として超過した額の10%を市に返還する。」とありますが、昨今の物価や光熱費の変動について、予測できない高騰が続いている中で、光熱費については対象外という理解でよろしいでしょうか?	ご理解のとおりです。光熱費(電気・ガス代)については、基準額をベースに清算するため、収支差額の返還対象には含まれません。光熱費を除いた指定管理料と決算額を比較し、その黒字額が指定管理料の5%以上か未満かで計算し、収支差額の返還手続きを行います。